

令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための
包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
(短期課題解決型研究 新規課題)
応募要領

【応募受付期間】

令和7年2月6日(木)～令和7年3月26日(水) 17:00

※ 本事業は、令和7年度政府予算原案に基づくものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等に変更があり得ることを御留意願います。

【御注意】

- ・ 本事業への応募受付は全て「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。(郵送、直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。)
- ・ e-Radの使用に当たっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。研究グループで応募する場合には、応募時までには、代表機関だけでなく共同研究機関も研究機関コード・研究者番号を取得していただく必要があります。
- ・ e-Radの登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って手続きを行ってください。

令和7年2月

農林水産省
消費・安全局

令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究
推進委託事業（短期課題解決型研究 新規課題）応募要領

目次

I	はじめに.....	1
II	本事業について.....	2
III	公募試験研究課題.....	2
1	公募試験研究課題、経費限度額(令和7年度)及び研究実施期間	
2	採択件数	
3	委託契約期間	
IV	応募・審査.....	3
1	応募から委託契約までの流れ	
2	応募資格等	
3	応募手続等	
4	説明会の開催	
5	応募情報に係る秘密の保持	
6	研究課題情報等の提供（公開）	
7	審査	
8	審査結果等の通知	
V	委託契約.....	12
1	委託契約の締結	
2	委託経費	
3	試験研究の運営管理	
VI	研究成果の取扱いと評価.....	15
1	「国民との科学・技術対話」の推進	
2	研究成果の取扱い	
3	試験研究課題の評価等	
4	researchmapへの業績情報の登録	
5	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等	
VII	その他応募に当たっての注意事項.....	19
1	不合理な重複及び過度の集中の排除	
2	研究機関における研究インテグリティの確保について	
3	研究費の不正使用	
4	虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応	
5	研究活動の不正行為防止のための対応	
6	指名停止を受けた場合の取扱い	
7	秘密の保持	
8	情報管理の適正化について	
9	農林漁業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて	

10	男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	
VIII	事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供	27
IX	中小企業技術革新制度（SBIR）	27
X	試験研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等	28
X I	研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出	28
X II	研究総括者（PI）の人件費の支出	28
X III	リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について	28
X IV	法令・指針等の遵守への対応	29
X V	問い合わせ先	29

（別紙資料）

別紙 1 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程

別紙 2－1 公募試験研究課題の詳細

別紙 2－2 各研究課題の「データマネジメントに係る基本方針」

別紙 3 国の施設等機関に所属する研究者が応募する場合の要件等

別紙 4 随意契約登録者名簿登録申請書

別紙 5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

別紙 6 企画提案書様式（短期課題解決型研究）
企画提案書様式（短期課題解決型研究）データマネジメントプラン

別紙 7 委託事業で計上できる経費

（別添資料）

別添 1 調達における情報セキュリティ基準

別添 2 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

別添 3 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について

別添 4 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト制度）の支出について

別添 5 研究総括者（PI）の人件費の支出について

別添 6 リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について

I はじめに

食の安全及び消費者の信頼を向上させるためには、食品中に含まれる有害化学物質・有害微生物、動物の伝染性疾病や植物の病害虫に関するリスク管理を、科学的知見に基づいて効果的・効率的に実施し、安全な農林水産物を安定的に供給していくことが重要です。

農林水産省は、科学的根拠に基づいた食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する施策・措置を実施していくため、レギュラトリーサイエンス※を活用しています。

※ レギュラトリーサイエンスとは

科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学です。レギュラトリーサイエンスには、次の（ア）及び（イ）が含まれます。

（ア） 行政施策・措置の検討・判断に利用できる科学的知見を得るための研究（Regulatory Research）

（イ） 科学的知見に基づいて施策を決定する行政（Regulatory Affairs）

（レギュラトリーサイエンスの例）

背景

アクリルアミドが家庭等で調理される食品にも含まれることが判明
→加工食品だけでなく野菜炒め等からの暴露も無視できない

行政課題

- ・食事のバランスで野菜は重要な栄養源
- ・食品の加熱は食中毒防止等の観点からも重要
- アクリルアミドの低減対策を消費者へ情報提供することは重要かつ急務

必要な研究

- ・家庭調理におけるアクリルアミドの生成条件の解明
- ・低減対策の開発

行政施策への活用

- ・家庭でできるアクリルアミド低減対策をまとめた消費者向けリーフレットを作成し、4万部以上配布
- ・消費者向けセミナー、ウェブサイトを活用した情報発信



研究成果

- ・食品全体としての安全・品質を確保しつつ、消費者が実行できるアクリルアミドが生成しにくい新レシピを考案



今般、令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業（以下「本事業」という。）において実施する短期課題解決型研究に関し、令和7年度から開始する試験研究課題の実施研究機関を募集します。研究の実施（公募試験研究課題の受託）を希望される研究機関等は、本要領に従って企画提案書等を提出してくだ

さい。

II 本事業について

本事業は、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、**法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究**（レギュラトリーサイエンスに属する研究）を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農畜水産物の安定供給に貢献することを目的としています。レギュラトリーサイエンスに属する研究を、内容に応じて規模や実施期間を柔軟に選択できるよう2タイプに分類して実施します。

1 課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から応用・開発まで、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき長期的視点が求められる試験研究を実施します。

2 短期課題解決型研究

現存する技術シーズや知見を活用して、短期的・機動的に試験研究を実施します。

また、本事業は、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程」（令和2年4月1日付け元消安第3908号・元農会第596号消費・安全局長農林水産技術会議事務局長通知。以下「実施規程」という。）（別紙1）により実施します。

III 公募試験研究課題

1 公募試験研究課題、経費限度額（令和7年度）及び研究実施期間

短期課題解決型研究において令和7年度から開始する試験研究課題は以下のとおりです。試験研究課題ごとの具体的試験研究内容及び達成目標は別紙2-1のとおりです。応募の際は別紙2-1をよく読んでから応募してください。

短期課題解決型研究

公募試験研究課題① 国産豚熱マーカーワクチン及びワクチン抗体識別用ELISAキットの開発に関する研究

経費限度額：15,000千円（令和7年度）

研究実施期間：令和7年度～令和8年度

公募試験研究課題② テンサイシストセンチュウ対策に導入可能性のある輪作候補作物の防除効果及びリスクの評価に関する研究

経費限度額：7,033千円（令和7年度）

研究実施期間：令和7年度～令和9年度

公募試験研究課題③ 麦角アルカロイド類の毒性等価係数の設定の基礎となる毒性試験の実施と評価

経費限度額：7,000千円（令和7年度）

研究実施期間：令和7年度～令和8年度

2 採択件数

1の各公募試験研究課題について、原則として、各1件の企画提案書を採択します。

3 委託契約期間

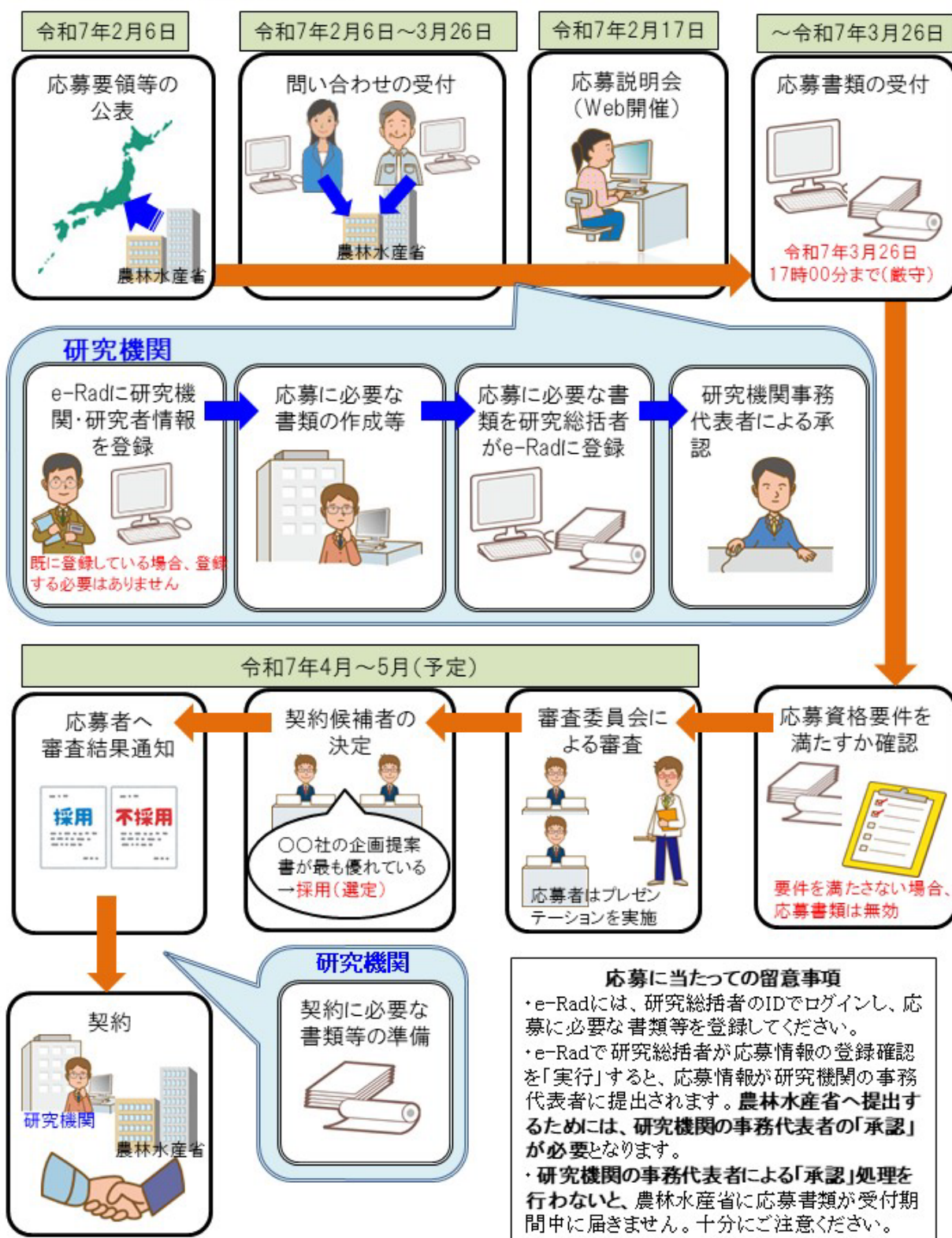
委託契約締結日から令和8年3月31日までを予定しています。なお、研究期間が複数年にわたる試験研究課題については、毎年度、契約を締結することとなります。

IV 応募・審査

1 応募から委託契約までの流れ

応募から委託契約までの流れは、図1のとおりです。

図1 応募から契約までの流れ



2 応募資格等

応募する場合には、次の（１）から（４）の要件を満たす必要があります。

（１）応募者の資格要件

本事業には、単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループで応募することもできます。

研究グループとして応募する場合には、研究グループの構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者（単独で応募する場合はその者、研究グループとして応募する場合は代表機関）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

① 以下のアからウまでに掲げる条件を全て満たす機関又は機関に所属する者（以下「研究機関等」という。）であること。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

イ 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

② 以下のアからオまでに掲げる研究機関等のいずれかに該当すること。

ア 都道府県、市町村及び公立の研究機関

イ 大学及び大学共同利用機関

ウ 独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ 民間企業、公益又は一般法人、NPO法人、その他法人格を有する機関

オ 国の施設等機関に所属する研究者（試験研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する研究機関の長に委任することが可能な者であって、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）と委託契約を締結することができる者に限る。）（別紙３参照）

③ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、試験研究課題の研究内容を遂行する上で国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

④ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること（委託契約書（案）を参照）。

⑤ 令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）※の「役務の提供等（調査・研究）」の「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされた競争参加資格を有している者であること。また、令和７年４月１日から有効な令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）※の申請を行っている者又は申請を確約できる者であること（地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者（別紙３参照）を除く）。

競争参加資格のない者は、応募できませんので、応募時までに競争参加資格を取得してください。競争参加資格の取得には時間を要しますので、応募する場合は速

やかに申請を行ってください。なお、地方公共団体においては競争参加資格の提出は必要ありません。

- ⑥ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

※ 競争参加資格（全省庁統一資格）について

資格の取得に係る詳細な情報については、以下を御参照ください。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

<再委託について>

本事業については、受託者（契約手続を了した上で、本事業を実施する者。以下同じ。）から第三者に委託すること（再委託）はできません。単独での研究が困難な場合には、以下の（２）②により応募してください。

（２）研究体制等に関する応募要件

①単独の研究機関等で応募する場合の要件

応募することができる者は、次のア及びイの要件を満たす必要があります。

ア 当該試験研究課題における研究総括者（当該試験研究課題について、実施計画の企画立案、研究の実施及び成果の管理を総括する者をいう。以下同じ。）及び経理統括責任者を設置すること。

イ 当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

②複数の研究機関等が研究グループ（コンソーシアム）を構成して応募する場合の要件（コンソーシアム方式。図２参照）

本事業に応募しようとする研究グループは、次のアからカまでの要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にする必要があります。また、応募に当たっては、研究グループの代表機関から応募していただく必要があります（委託契約を締結する際は、農林水産省と研究グループの代表研究機関等が契約をすることとなります）。

ア 代表する研究機関等に当該試験研究課題の研究総括者を、それ以外の研究機関等には研究実施責任者を設置していること。なお、研究総括者の所属する研究機関等が代表として農林水産省との連絡調整等を行うこととする。

イ 代表する研究機関等に当該試験研究課題の経理統括責任者を設置していること。

ウ 研究グループに参画する全ての研究機関等は、当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

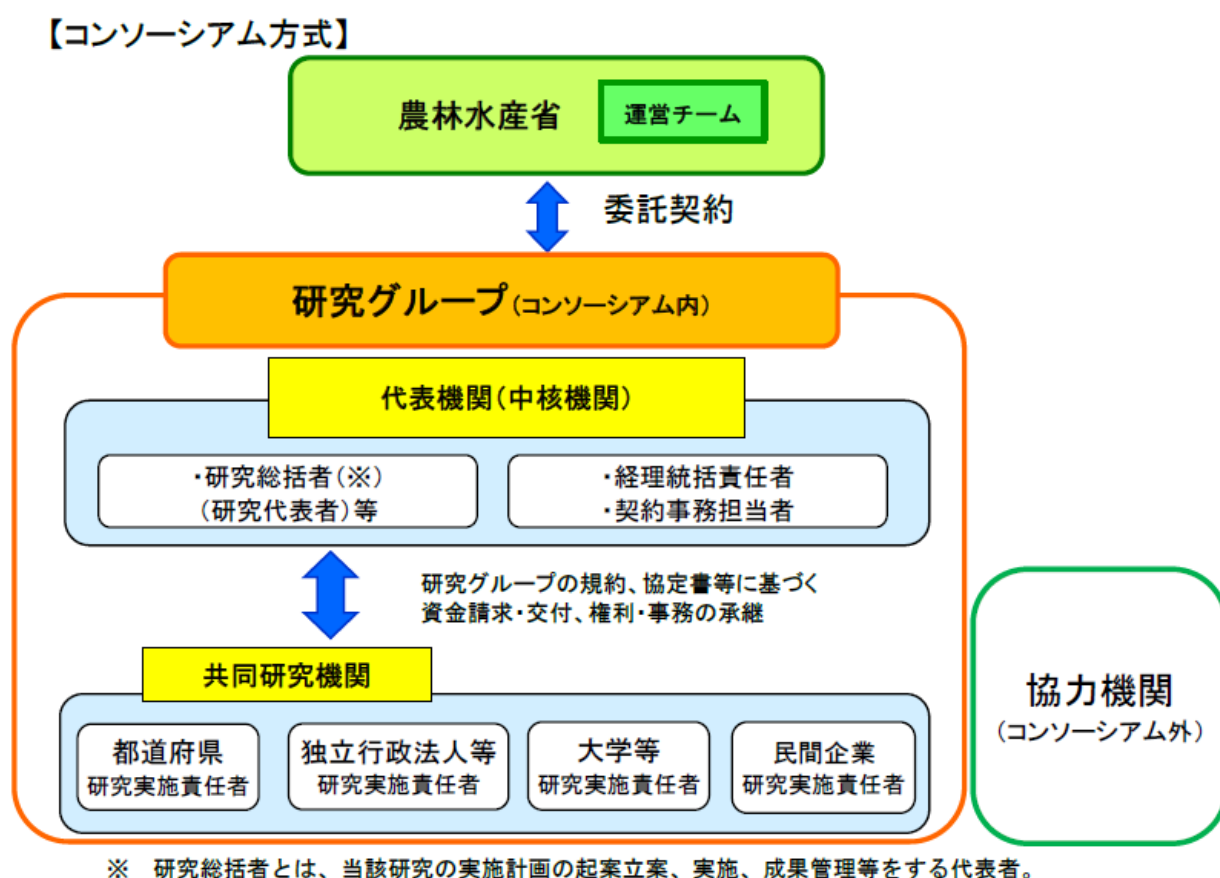
エ 研究グループとして当該試験研究課題を実施することについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。

オ 農林水産省と研究グループが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、当該試験研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）又は研究グループ参画機関が相互に実施予定の試験研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。
 カ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「別紙4 随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

なお、「7 審査」により、試験研究課題の契約候補者として研究グループを選定した後、契約締結までの間に、当該研究グループの構成に変更等が生じ、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行するのが困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて契約候補者の選定を行うことがあります。

図2



(3) 試験研究に必要な行政機関の許可等に関する要件

家畜の伝染性疾病の動物接種試験など、試験研究を遂行する際に行政機関、試験研究機関等の許可等が必要なものであって、かつ、許可等が得られない場合、試験研究の遂行に支障があるものについては、契約締結までの間に行政機関、試験研究機関等の許可等を得てください。なお、許可等が得られず研究内容の遂行が困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

(4) その他

応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライ

ン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

3 応募手続等

（1）応募の前に

本事業の応募は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を使用してください。代表機関の研究総括者がコンソーシアムの研究内容を取りまとめ、応募してください。

e-Radを利用して応募するためには、**あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります**。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合があります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。なお、他省庁が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Radヘルプデスクにお尋ねください）。

（2）応募方法

2（2）②により複数の研究機関等がグループを構成して応募する場合は、研究総括者の所属する研究機関等が代表して応募してください。応募に当たっては、応募書類をPDFに変換の上、e-Rad（<https://www.e-rad.go.jp>）へアップロードし、電子申請を行ってください。農林水産省への提出に当たっては、応募受付期間内に所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認をe-Radシステム上で受ける必要があります。応募受付期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は農林水産省に提出されませんので御注意ください。その他、e-Radを使用した電子申請の詳細については、**別紙5**を御参照ください。

なお、e-Radを使用しない方法（郵送、持参、電子メール等）による提出は受け付けませんので、御注意ください。

（注）応募情報

e-Radでは、研究総括者が入力した研究基本情報、研究組織情報、採択状況、農林水産省が定めた応募様式に必要事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容等を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

（3）応募受付期間

応募受付期間： 令和7年2月6日（木）から

令和7年3月26日（水）17：00（厳守）

e-Radの利用可能時間帯： 00：00～24：00（土・日、祝祭日も利用可能。）

e-Radのヘルプデスク受付時間： 平日9：00～18：00

TEL : 0570-057-060 (または03-6631-0622)

※ e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、令和7年2月現在。

今後、変更する可能性がありますので、e-Radポータルサイトを御確認ください。

(4) 応募書類

① 企画提案書一式

企画提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙6の企画提案書様式(研究概要、データマネジメントプランを含む)に御記入ください。別紙6の企画提案書様式以外での応募は認められません。なお、提案書は日本語で作成してください。

② 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し(PDF)及び令和7年4月1日から有効な令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の申請を行ったことがわかる資料(申請名がわかるもの)又は申請を確約する書面(任意の様式)を提出してください(代表機関のみ)。なお、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)については、応募時に写しの提出は不要ですが、契約までに参加資格の写しを提出してください。

③ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく計画(環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画)の認定を受けている場合は、認定証を提出してください。

④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)及び青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料を提出して下さい。

⑤ 「別添5 研究総括者(PI)の人件費の支出について」に基づく経費の計上を予定している場合は、PI人件費の支出に係る「体制整備状況」及び「活用方針」を提出してください。

※詳細はXⅡ及び別添5を御参照ください。

⑥ 「別添3「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について」に基づく経費の計上を予定している場合は、「自発的な研究活動等承認申請書」を提出してください。

※詳細はX及び別添3を御参照ください。

(5) 応募に当たっての注意事項

① 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

② 以下の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ア 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- イ 提案書に不備があった場合に提案書の修正を依頼したにもかかわらず、期限までに修正できない場合
- ウ 提案書に虚偽が認められた場合
- ③ 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ④ e-Radを使用しない方法（郵便、電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。

（６）応募書類の取扱い

企画提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。応募書類（企画提案書）は、原則として審査以外には使用しません。が、採択された企画提案書の＜研究概要＞を当省ホームページにて公表します。また、農林水産省が実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の事後評価等でも使用場合があります。不採択となった応募書類（企画提案書）については、農林水産省において廃棄します。なお、御提出いただいた応募書類（企画提案書）は、要件不備の場合を含めて返却しません。

4 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、当省ホームページからお申込みください。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gi_jyutu/rsr7t_app.html

説明会はWeb開催を予定しておりますので、参加申込された方にはWeb会議への接続方法等をご登録いただいたメールアドレス宛に別途ご連絡します。

なお、申込の締切は、令和7年2月13日（木）までです。

【説明会の日程・時間・場所】

- （１）日 時：令和7年2月17日（月）13:30～
- （２）開催方法：Web会議（Microsoft Teamsを予定）
- （３）参加可能人数：100回線程度

5 応募情報に係る秘密の保持

応募時等における個人情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人等に必要な範囲で提供する他、総合科学技術・イノベーション会議において国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的、効率的に総合戦略、資源配分等の方針等の企画立案及びそのための統計データの生成、利用者への情報提供依頼（アンケート等）を行うため、内閣府に必要な情報を提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究費を所管する国の機関に対して行います。

以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

6 研究課題情報等の提供（公開）

採択された個々の研究課題に関する情報のうち、課題情報（研究課題名、研究機関、期間、年度）と業績情報（論文等）は一般に公開しますのであらかじめ御了承下さい。

上記の内、課題情報はアグリサーチャー^{※1}で公開します。業績情報は、「委託プロジェクト研究 実績報告書」ページ^{※2}で採択課題の最終年度報告書とともに公開します。

※1 アグリサーチャー

アグリサーチャーは、農林水産省農林水産技術会議事務局が運営している研究成果情報検索システムです。（<https://agresearcher.maff.go.jp/>）

※2 「委託プロジェクト研究 実績報告書」 ページ

（<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/jisseki/index.html>）

7 審査

（1）審査方法

各試験研究課題の契約候補者は、「別紙1 実施規程」の別添1「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査実施規程」により決定します。審査は原則としてヒアリング審査によることとしますので、事前にプレゼンテーション用資料を御用意ください。

なお、審査委員会の開催（令和7年4月を予定）及びプレゼンテーション用資料の提出に係る連絡は、応募した研究総括者に直接連絡します。また、企画提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

（2）契約候補者の決定

（1）の審査結果に基づき選定された者を、契約候補者として決定します。

8 審査結果等の通知

審査結果に基づき契約候補者が決定された場合は、速やかに応募者に通知するとともに、契約候補者名（研究グループ方式により応募する場合は研究グループを構成する全機関名）を農林水産省のホームページに公表します。契約候補者への通知に際しては、必要に応じて試験研究の実施に当たって留意事項を付す場合があります。

なお、提案者の企業秘密、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

V 委託契約

1 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

農林水産省は、IVの7により決定した契約候補者と委託契約を締結します。なお、契約候補者には、IVの8の通知後、研究実施計画のほか委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

(2) 2年目以降の取扱い

次年度以降も継続して実施する試験研究課題については、原則として、今回の募集により契約した受託者が実施するものとし、毎年度、当該試験研究の実施に先立ち、改めて委託契約を締結します。

ただし、「別紙1 実施規程」の第7の3に規定する運営チームにおける研究の進捗状況に係る点検の結果により、試験研究の目標達成が著しく困難である等、試験研究の中止等をすべきと判断された場合には、委託契約を行わないことがあります。

また、予算節減の観点から、令和8年度以降の委託費については、節約、合理化を求める場合があります。

2 委託経費

(1) 委託経費の対象となる経費（別紙7参照）

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費^{※1}：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。

ア 人件費^{※2}：研究・開発に直接従事する研究総括者、研究員等の人件費、若手研究者の自発的な研究活動等に係る人件費（別添3参照）。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、原則として常勤職員の人件費は計上できません。

イ 謝金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

ウ 旅費：国内外への出張に係る経費。

エ 試験研究費

- ・ 機械・備品費：本事業の研究課題で使用するもので、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、リース・レンタル等で経費を抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください（その場合の経費は借料及び損料に計上してください。）。

なお、物品をファイナンスリースで調達する場合には、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上としてください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

ただし、リース期間が上記によりがたい場合は、「リース期間終了後にリー

ス会社から契約相手方に所有権が移転するリース契約」とし、これにより調達した物品は、原則、委託事業終了後に使用せず、売り払うこととし、これにより得られた収益は国庫に納付することとなります。

- ・ 消耗品費：本事業の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。
- ・ 印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。
- ・ 借料及び損料：物品等の借料及び損料。
- ・ 光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料。
- ・ 燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。
- ・ 会議費：委員会等の開催に係る会議費。
- ・ 賃金^{※2}：本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。
- ・ 雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費、（バイアウト経費（別添4参照）、RA経費（別添6参照））等。

カ 消費税等相当額：直接経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%。

- ② 間接経費^{※3}：研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための経費。大学・研究開発法人は①の30%以内。大学・研究開発法人以外は①の15%以内。

※1 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※2 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）^{※4}）を人件費単価に乗じた額としてください。

※3 間接経費は競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。具体的には、管理部門に係る経費（管理施設・設備の整備等）、研究部門に係る経費（共通的に使用される物品等に係る経費等）、その他の関連する事業部門に係る経費（研究成果展開事業に係る経費等）となります。なお、直接経費として充当すべきものは対象外となります。大学・研究開発法人には国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関を含みます。

※4 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ※5 当省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に対して10%の消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意願います。

（２）購入機器等の管理

本事業により受託者が取得した物品（機械・備品費で購入した機器等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

本事業の購入物品である旨の標示をするとともに、委託事業ごとに管理簿に登録してください（様式は委託契約書（案）を参照）。

なお、本事業終了後の取扱いについては、個別に、当局への返還の可否を決定します。

3 試験研究の運営管理

（１）研究推進会議の開催

「別紙１ 実施規程」の第7に基づき、受託者には、研究計画案の設計、試験研究の進捗状況の確認及び研究計画の必要な見直し案の検討を行うために、研究推進会議を開催していただきます。

研究推進会議については、試験研究課題に参画している研究者のほか、試験研究成果を基に決定する行政施策・措置の円滑な導入を図る観点から、当該行政施策・措置の対象となる関係者（農林漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等の参画を必須としています。

なお、研究推進会議の設置に当たっては、（２）により設置される試験研究課題運営チーム（以下「運営チーム」という。）と事前に連絡調整を行っていただく必要があります。

（２）試験研究課題運営チームとの連携等

「別紙１ 実施規程」の第7に基づき、農林水産省消費・安全局では、運営チームを試験研究課題ごとに設置し、研究推進会議への参画等を通じて試験研究課題の進捗管理を行います。

受託者は、日頃から運営チームと密に連携し、情報交換することが求められます。研究の進捗状況を適宜運営チームに共有し、施策の推進に資する成果が得られるよう、必要に応じて研究計画の改善を行ってください。

VI 研究成果の取扱いと評価

1 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

※については、内閣府ホームページを御覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

2 研究成果の取扱い

(1) 研究実績報告書等

研究総括者は、毎年度末及び研究終了時に研究実績報告書を取りまとめ、農林水産省が指定する時期までに、代表機関を通じて農林水産省に提出してください。農林水産省消費・安全局は、研究実績報告書を農林水産省ホームページ (https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/rs_seika.html) に公表します。

また、研究総括者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた委託事業実績報告書を、契約書に定める時期までに代表機関を通じて提出してください。

(2) 研究成果の公表

- ① 論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合は、受託者には、事前にその内容について農林水産省消費・安全局の運営チームに協議し、承認を得るとともに概要を連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に研究成果の内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

また、承諾を得て公表した資料は、毎年度末、農林水産省消費・安全局の運営チームに報告してください。

- ② 公表に当たっては、本研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。
- ③ 本事業の研究成果については、本事業終了後、農林水産省が、研究成果発表会や、冊子等により公表する場合があります。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。
- ④ 本研究開発の研究成果等の公表等に当たり、農林漁業者等のデータを取扱う場合は、データ提供者の営業秘密が含まれる可能性に留意してください。

また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」※を踏まえて対応いただく必要があります。

※「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」についてはⅦ－9を御参照ください。

(3) 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載

「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）※¹により、各府省の研究開発関連事業については、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与することとされています。

本事業により得た研究成果を発表する場合には、本事業により実施したことを表示してください。

Acknowledgment（謝辞）に、本事業により補助を受けた旨を記載する場合には以下の記載例を参考に、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）のHP※²にて公表されている体系的番号（e-Rad事業コード）を記載してください。

※1：<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/taikeitekibango.pdf>

※2：<https://www.nistep.go.jp/archives/58438>

(記載例) 謝辞の記載方法

和文：本研究は、農林水産省の「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業（研究課題名）」（e-Rad事業コード：課題コード）※により実施した。

英文：This study was conducted under the research project on “Regulatory research projects for food safety, animal health and plant protection (e-Rad事業コード：課題コード) ※” funded by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan.

注：e-Rad事業コードは、①国名2桁（日本＝JP） ②e-Rad事業コード（7桁の数字）を組み合わせ記載し、課題コードは、各研究事業のe-Rad課題番号とする。

（例：JPJ123456.00000000）

(4) 研究成果に係る知的財産権の帰属等

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）等に基づき、受託者から以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。

- ② 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

また、研究成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、受託者は、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農林水産省へ報告する必要があります。

なお、必要に応じて、研究グループの構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

(5) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者には、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、「別紙1 実施規程」の第8の規定に基づき、Ⅲの3の委託契約書に定める時期までに試験研究課題の研究成果に係る報告書を農林水産省消費・安全局長に提出していただきます。

報告された研究成果については、知的財産権と同様に、適切に管理・活用してください。

(6) 研究成果の管理

受託者には、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 本事業における知的財産については、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月（令和4年12月改訂）農林水産技術会議決定）に基づき、適切な知的財産マネジメントを行っていただきます。
- ② 研究1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及び研究グループの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。ただし、受託者が単独機関である場合は省略できます。
- ③ 本事業において得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。
- ④ 研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TL0、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。
- ⑤ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究

・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。受託者（研究グループにより実施する場合は、研究グループを構成する全機関）において職務発明規程等が定められていない場合、農林水産省との契約履行上、研究成果の帰属や権利の承継に不都合が生じますので、本事業の契約締結後速やかに整備していただきます。

- ⑥ 委託契約書の締結までに、研究開発データの管理についてデータマネジメントプランを作成し、農林水産省へ提出していただきます（受託者が研究グループ（コンソーシアム）である場合は、研究グループ（コンソーシアム）の構成員間でその取扱いについて合意した上でデータマネジメントプランを作成してください。）。契約締結後、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理を行っていただきます。

応募者は、データマネジメントに係る基本的な方針を踏まえて企画提案書にある「様式5 データマネジメントプラン」を記載してください。

また、農林水産省が別途指定する方法で、毎年度末にメタデータを含むデータマネジメントプラン実績報告書を取りまとめ、代表機関を通じて農林水産省に提出してください。

- ⑦ 本事業の研究成果として得た品種や栽培技術等を海外市場へ展開する場合は、契約期間中か否かに関わらず、「海外ライセンスの指針」（令和5年12月農林水産省策定）（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/kaigai_license.html）に基づき、品種・技術の流出防止対策を講じる、我が国からの輸出との競合を避けるなど適切な海外ライセンスを行っていただきます。
- ⑧ 受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、本事業の成果に係る知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備していただきます。
- ⑨ コンソーシアムに国外企業等が参加するような場合に、研究成果としての知的財産権の帰属をどうするかについてあらかじめ取り決めておくようなケース、委託事業の目的から当該事業の成果を国又は国が指定する者が利用することが当然に想定されるような場合に、成果としての知的財産権についての利用の仕方をあらかじめ取り決めておくようなケース等の場合は、別途特約を設けることがあります。

※1 大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針について

詳細については、以下の内閣府のホームページを御参照ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf

3 試験研究課題の評価等

それぞれの試験研究課題について、「別紙 1 実施規程」第 7 の 4 に基づき、評価を実施します。受託者には、各評価に必要な資料の作成に協力していただきます。

- ・事後評価：研究実施期間の最終年度の翌年度に実施

また、研究実施期間中において、運営チームにおいて研究の進捗状況の点検を行い、必要に応じて研究計画の内容を見直し、予算の配分等に反映させることがあります。

なお、農林水産省消費・安全局では、「別紙 1 実施規程」第 7 の 5 に基づき、試験研究終了から一定期間経過後に、行政措置・施策の決定、実施における各試験研究成果の活用状況等について追跡調査を実施する予定です。受託者は、必要に応じて本調査に協力していただきますので、受託者は研究終了後も成果の把握に努めてください。

4 researchmap への業績情報の登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。本事業の運営において、researchmap の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への業績情報等の登録をお願いします。

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)

Web問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

5 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) からの内閣府への情報提供等

e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

VII その他応募に当たっての注意事項

1 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複^{*1}及び過度の集中^{*2}の排除を行う観点から、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。）に基づき、競争的研究費に限らず本事業の研究資金についても、

これに準じた取扱いを行うこととします。

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

(1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的研究費。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類やe-Radに記載していただきます。なお、応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、採択の決定の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、e-Radを活用して応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

上記の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、次のとおりとします。

- ① 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。）の提出を求めます。
- ② ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することができることとします。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ③ 指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度な集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは

同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時の応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済みのプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

2 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

(https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf)

3 研究費の不正使用

（1）不正使用防止等に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※）を策定しました。

本委託事業で実施する試験研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、研究実施機関は、管理・監査ガイドラインに基づいて、研究費の適正な執行・管理体制を整備等をする必要があります。また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

※ 管理・監査ガイドラインについて

詳細は、以下の農林水産省ホームページを御参照ください。

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

（２）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本委託事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びこれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a又はc以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びこれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務※に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者：当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所

属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的研究費等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本委託事業への応募又は参加を認めないこととします。

※ 善管注意義務違反の例

原則、日常的に研究費の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、研究資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。
--

4 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本事業に携わる研究開発責任者及び研究者は、1（1）の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨及び当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報について、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあり、この場合必要に応じて対応する旨の誓約を求めます。当該誓約については「別紙6 企画提案書様式」の「9 申請者情報の把握・管理状況について」をご確認ください。

誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合や本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については3（2）の不正使用等が行われた場合と同様の措置を採ります。

5 研究活動の不正行為防止のための対応

（1）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知[※]。以下「不正行為ガイドライン」という。）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知[※]）を策定しています。

本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関におい

ては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施し、契約の際に、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は、本事業に参加することはできません。）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドライン及び規程について

詳細は、以下の農林水産省ホームページを御参照ください。

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

（２）特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本委託事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請・参加を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降 2～10年間
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、その特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降 1～3年間

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の国立研究開発法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

6 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

7 秘密の保持

本事業に関して農林水産省から開示された業務上の秘密がある場合、契約期間の内外にかかわらず、これを決して第三者に漏らさないでください。当該秘密を第三者に開示したい場合は、事前に農林水産省と協議する必要があります。

8 情報管理の適正化について

(1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に農林水産省と協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること

(2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（農林水産省の所掌事務に係る情報であって公になっていないもののうち、農林水産省職員以外の者への漏えいが我が国の安全保障、農林水産業の振興又は所掌事務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となるものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、「別添1 調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）」及び「別添2 調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項（以下「特約条項」という。）」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく農林水産省に通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社等（本基準第2（14）に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2（15）に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

(3) 応募者に要求される事項

① 応募者は、公示、本基準及び本要領並びに契約条項及び特約条項を了知の上、応募するものとします。

② 応募者は、上記(1)及び(2)の事項を踏まえて企画提案書にある研究実施計画書「1-5 情報管理実施体制」、「4-2 事業実施責任者」、「様式4 情報管理経歴書」を記載してください。

また、本基準5から12については、契約締結時までにコンソーシアム規約等に当該項目を規定してその写しを提出又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、本事業を所管する課室の長との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、御注意ください。

9 農林漁業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもあります。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。*)を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年12月 経済産業省)と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行うこと(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農林漁業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

※ 農業AI・データ契約ガイドラインについては、

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>を御覧ください。

また、上記URL内に合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜御活用ください。

い。

10 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

VIII 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源^{*}を提供しています。

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは

具体的には次のとおりです。

- 研究情報（文献情報、全文情報等）（※研究課題情報、研究成果情報については、アグリサーチャー（<https://agresearcher.maff.go.jp/>）をご利用ください。）
- 科学技術計算システム（大規模演算サーバ（スーパーコンピューター）及び科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等）
- 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ等）の提供のほか、利用支援等を実施

（注）研究技術情報等の利用方法の詳細については、以下の農林水産研究情報総合センターのホームページを参照してください。

<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>

IX 中小企業技術革新制度（SBIR）

本委託事業については、「中小企業技術革新制度（SBIR）」^{*}の「特定新技術補助金

等」に指定されています。

この特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、日本政策金融公庫の特別貸付等を受けることができます（それぞれの特例を利用する際には、別途審査等が必要になります）。

※ 中小企業技術革新制度（SBIR）について

詳細は、以下のcsti-startup-policyサイトを御覧ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>

X 試験研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別添3を御参照ください。

X I 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、試験研究課題に専念できる時間を拡充するために、研究総括者本人の希望により、所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能です。詳しくは別添4を御参照ください。

X II 研究総括者（PI）の人件費の支出

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究活動に従事するエフォートに応じ、一定の条件を満たした所属研究機関に所属するPI本人の希望により、直接経費から人件費を支出することが可能です。詳しくは別添5を御参照ください。

X III リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進について

本事業においてリサーチアシスタント（RA）として研究補助に従事する博士課程学生については、直接経費から人件費等を支出することが可能です。RAについては、「競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について」（令和3年3月26日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、RAを雇用する研究機関において、RAの業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。詳しくは別添6を御参照ください。

XIV 法令・指針等の遵守への対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

例えば、研究計画に相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、海外への技術漏洩への対処を必要とする研究、動物実験を必要とする研究などが含まれている場合には、法令等に基づく手続きを適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏洩への対処については、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第28号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく情報提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。^{※1}

動物実験等に関しては、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知^{※2}）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

※1 海外への技術漏洩の対処について

詳細は、以下の経済産業省安全保障貿易管理のホームページを御参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

※2 動物実験等について

詳細は、以下の農林水産省のホームページを御参照ください。

http://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken_kihonshishin.htm

XV 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、以下の問い合わせフォームにて受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を農林水産省消費・安全局のホームページ[※]にて広く周知させていただきますので御了承ください。

受付期間：令和7年2月6日（木）～令和7年3月26日（水）17時00分まで

※ 問い合わせフォーム及び回答内容の掲載先

問い合わせフォーム：

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gi_jyutu/rsr7t_qa.html

回答内容：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/rsr7.html

(本応募要領に関する窓口)

〒100－8950

東京都千代田区霞が関 1－2－1

【応募要領全般について】

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室

レギュラトリーサイエンス対応推進班 西留

T E L：03－3502－5722

【契約事務について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 担当者 太田、柴田、大山、矢吹

T E L：03－6744－7162